

諸外国における配船要件

資料1-5-1-1

(別紙)

	フランス	ノルウェー	英國	ドイツ
1. 国籍上の制約	あり。	事実上なし。	なし。	あり。
2. 制約の具体的条件	(RIS 船：フランス新国際船規制度) 船員の 35 パーセントはフランス、EU 又は EEA の出身者でなければならぬ（ただし、優遇税制の対象にならなかつた又はもはや対象となつてない船舶については、25 %）。なお、船長並びに主任機関士等船長の代理を務める高級船員はフランス人でなければならぬ。 ※ 2007 年 4 月までにケルゲレン籍船は廃止され、RIS 船に移行される。	(NIS 船：ノルウェー国際船規制度) 原則としては、船長はノルウェー国籍又は EEA 国籍であることが必要。ただし申請すれば制限の除外が認められるため、事実上制限はない。	(NIS 船：ノルウェー国際船規制度) 原則としては、船長はノルウェー国籍又は EEA 国籍であることが必要。ただし申請すれば制限の除外が認められるため、事実上、国籍の制限はない。	(NIS 船：ノルウェー国際船規制度) 原則としては、船長はノルウェー国籍又は EEA 国籍であることが必要。ただし申請すれば制限の除外が認められるため、事実上、国籍の制限はない。
3. 制約を課している理由・背景	未回答	未回答	未回答	未回答

○海外の事例等

	デンマーク	オランダ	米国	日本
1. 国籍上の制約	あり。	あり。	あり。	あり。
2. 制約的具体的条件	(DIS 船：デンマーク国際船舶) DIS 船の船長はデンマーク人でなければならない。（ただし、非常に特殊で稀なケースとして、外国人がデンマークに永住し、かつ STCW 条約の要件を満たすケースがある。）	(DIS 船：デンマーク国際船舶) DIS 船の船員はデンマーク人でなければならない。（他の船員については国籍に関する条件はない。）	(国際船舶制度はない) 船長はオランダ国籍、EU 各国又は二国間協定のある他の国籍に限られる。またオランダ国籍以外の者が船員長、一等航海士、一等機関士で乗り組む場合は試験が必要。	(国際船舶制度はない) 船長はオランダ国籍、EU 各国又は二国間協定のある他の国籍に限られる。またオランダ国籍以外の者が船員長、一等航海士、一等機関士で乗り組む場合はオランダ政府発行の資格証明が必要で、内海法令試験（船舶法）に合格することが必要（試験はオランダ語又は英語）。【なお、上記規制は厳しいと考えられ、船長国籍をEU 域内在住者はその国の海技免状（EU 以外であってもデンマークが承認した国の海技免状）、または STCW 条約を満たす海技免状であればよい。】
3. 制約を課している理由・背景	デンマークの船舶の運航のため。 デンマークの海技免状保有者のみ乗船できる。	デンマーク商船隊の国際競争力の発展のため。	船員の 75 % (船長を含める) = 米国人であり米国に合格した EU、EEA 國籍の者で（承認済み技能認定書を受有する者） それ以外 = 国籍要件はなく、デンマーク、EU (あるいはデンマークが承認した国) 又は STCW 条約締約国の海技免状を受有する者	船員の 75 % (船長を含める) = 米国人であり米国人の場合は、外国の海技免状であっても、米国内に有効な免状として認められる。 それ以外 = 承認制度により承認された人のみ技能認定書を受有する者